

お客様各位

JBアドバンス・テクノロジー株式会社

適格請求書発行事業者登録番号の通知と過去発行済請求書のインボイス制度対応について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式(通称:インボイス制度)の導入が予定され、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

つきましては、弊社の適格請求書発行事業者登録番号を通知させていただくとともに、既に弊社から発行している請求書のうち、契約期間が2023年10月1日をまたぐ場合のインボイス制度上のお取り扱いについてご連絡申し上げます。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【1】弊社登録番号 T9020001038764

【2】契約期間が2023年10月1日をまたぐ過去発行済請求書のお取り扱いについて

過去発行済の非適格請求書のうち、契約期間が2023年10月1日をまたぐ請求書についても、原則として、適格請求書の再発行 もしくは 過去発行済の請求書との相互関連性が明確に分かる形での通知が必要である旨が、国税庁 QA の問 75 および問 37 に記載されております。

当 QA について所轄税務署および顧問税理士へ問い合わせをしたところ、インボイス番号のみの通知書であっても、過去発行済の請求書とともに当通知書を保存いただければ、適格請求書要件を満たすため、仕入税額控除が可能であるとの回答を得ております。

つきましては、貴社側で当通知書と過去発行済の請求書を揃えて保存いただくことで、適格請求書の要件を満たすものとしてご査収いただきますようお願い申し上げます。

【3】消費税計算方法について

適格請求書等保存方式においては、一の適格請求書につき、消費税額計算は税率ごとに1回のみ行わなければならないとされております。2023年7月5日以前に弊社から発行している請求書につきましては、一の適格請求書に記載されている明細単位ごとに消費税額計算を行っているため、2023年10月1日以降の請求書より、消費税額計算方法を適格請求書等保存方式に対応した形へ変更させていただきます。

(※)当消費税額計算方法の変更によって、2023年10月1日以降については数円単位の差分が出ることとなります。当差分について所轄税務署に問い合わせをしたところ、原則として請求側と支払側で消費税額を合わせる必要があるが、税額計算方式の違いによる2023年9月30日以前の差分については、やむを得ない差分であると認識しているため、差分についての請求書の再発行は不要であるとの回答を得ております。

【4】お問い合わせ先

部署 : JBアドバンス・テクノロジー株式会社 事業管理部

住所 : 〒104-0028 東京都中央区八重洲 2-2-1 東京ミッドタウン八重洲 八重洲セントラルタワー13F

氏名 : 富田 和秀

メールアドレス : kazuhide_tomida@jbat.co.jp